

## 【長岡京シリウス保護者会会則】

### 第1条（名称）

本会は、長岡京シリウス（以下「本クラブ」）保護者会と称する。

### 第2条（目的）

本会は、本クラブの活動を円満に運営する為に協力体制を維持し、保護者相互の親睦を図ることを目的とする。

### 第3条（会員）

本会は、本クラブ部員の保護者で組織する。

### 第4条（事業）

本会は、目的達成の為に次の事業を行う。

1. 指導者より要請があった事項に対して協力をする。
2. 試合、練習等の移動のとき引率に協力をする。
3. グラウンド等の使用手続き（抽選会等）の協力をする。
4. 毎月の保護者会費を徴収する。
5. 試合、各行事（合宿、祝賀会、納会）等の支援体制を組む。
6. 役員会にて協議・決定された事項について、車の配車・提供、お茶当番等に協力する。
7. その他目的達成のために必要な事業を行う。

### 第5条（役員）

本会を円滑に運営する為、次の役員を選出する。

1. 会長 1名 会長は本会を代表し、会務を処理する。  
また、会長の所在地に保護者会事務局を置く
2. 副会長 若干名 会長を補佐し、会長不在の場合は代行する。
3. 会計 1名 毎月保護者会費を徴収し、年度末に会計報告を作成するとともに、会長の監査を受けて総会で報告する。
4. 学年委員 若干名 目的の主旨に従い、各学年に若干名の委員を置き、役員の補助をする。学年の団員数により委員数は変動する。

### 第6条（役員選出）

本会の役員は次により選出する。

1. 会長は保護者会の互選により選出し、指導者の推薦を受け、総会で承認を得る。
2. 副会長、会計は会長が推薦し、総会で承認を得る。
3. 学年委員は会長が推薦し、総会で承認を得る。

### 第7条（役員の任期）

1. 役員の任期は1年間とし、12月から翌年11月までとする。但し、再任は妨げない。
2. 役員に欠員が生じた時、第6条を準用し、速やかに決定する。

### 第8条（総会）

総会は会長が招集し、開会及び決議は次の通りとする。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 指導者にも連絡し、指導者も出席する。
3. 会員の2分の1以上の要請があった時。
4. 総会の決議は出席者の3分の2以上により成立する。
5. 緊急やむを得ない場合は、役員と指導者で総会に代えることが出来る。

## 第9条（役員会）

役員会は会長が保護者会役員を招集し、協議する。

1. 役員会は目的達成の為に必要な事項を検討し、決定する。
2. その他必要な時は役員会を開催する。
3. 役員会は予算案を作成する。

## 第10条（会費）

本会の会費は、一世帯 1,000 円／月とする。

1. 会費の変更については、保護者会で決定する。
2. 徴収時期及び方法等については役員会で決定する。

## 第11条（予算の編成）

役員会は年度開始時に予算案を作成するものとする。

1. 予算案については、保護者会にて承認を受けるものとする。
2. 毎期 6 月に実行状況を把握し、予算の修正をすることができるものとする。

## 第12条（備品の管理・購入）

保護者会の備品については「備品簿」にて管理する。

1. 新規の備品購入は、30,000 円までのものについては、役員会で決定することができる。
2. 30,000 円以上の備品については、保護者会に諮るものとする。但し、学年委員での賛否取りまとめや全員へのメールによる賛否も有効とする。

## 第13条（付則）

1. 保護者は会長から必要な要請があれば協力する。
2. 保護者は常に指導者と連絡を取り、連携を密にする。
3. 本会則の改正については、役員会にて起案し保護者会の承認を得るものとする。

## （施行日）

1. この規則は、平成 14 年 4 月 21 日から施行する。  
一部改正、平成 19 年 3 月 30 日  
一部改定、平成 22 年 2 月 20 日